

鯖江領における村落行政の一斑

——大庄屋勤役形態をめぐって——

はじめに

浅井潤子

十八世紀初頭北陸諸領国のなかで、もっとも新らしく成立した鯖江領は、間部下総守詮言あきまきが、享保五年（一七二〇）九月越後国村上より領知替えを命ぜられて鯖江の地に入封したことによりはじまる。鯖江の地は、鯖江藩士伴宗古によつて書かれた地誌（明治二十六年）狭筵まじらに「南は上鯖江に、西とは西鯖江・長泉寺に接し、東は東鯖江に界す王山一名と嚮陽山城が峯焼餅山の中間、南北拾町余、東西六町の地」と記されているが、北陸街道に面した福井・武生間に位置する、幕府代官所の陣屋がおかれていたところである。

享保五年九月に移封を命ぜられた間部氏は、この北陸街道を境にして東側は小浜領あり、西側には旧幕府領という鯖江の地を中心として五万石余の知行地を、越前国今立・丹生・大野三郡内で約七か所に分割拝領した。このことは初代間部詮言にとつて、他の領国に交錯し、しかも散在して領有した新領地の領国内の村落を、如何にして統治してゆくかという一大難事に直面せざるを得なかつた。

そこで本稿においては、間部氏が入封と同時にまず城地設定のための替地願いを行い、さらに民情把握を目的とし

た寺社改帳や村々明細帳の提出方を施行し、これらの調査の結果をふまえた上で、領内を六組に分けて大庄屋制を施行した経緯および大庄屋の勤役形態を解明し、鯖江領の領国形成過程における村落行政の一斑を考察しようとするものである。

領国形成期の鯖江領

間部氏の入部

享保五年庚子九月十二日間部下総守詮言あきとぎは「家督相違なく下し置れ、雁ノ間席仰付られ、且旧知越後の国村上を改めて、越前ノ国西鯖江ニ所替仰付けられ」て、同六年辛丑三月廿六日に御代官小泉市太夫・窪島作右衛門両名の手によつて

今立郡の内一〇七か村

三万六千六百二拾四石四斗七升四合

丹生郡の内一四か村

七千七百二拾六石三斗三升九合

大野郡の内一か村

五千九百九拾八石五斗一升七合

合計一三二か村五万三百四拾九石三斗三升の地をうけとつた。さらに同年四月廿一日上使の使番戸川五左衛門安村・小姓組梶川酒之丞秀之進両人に、旧領の村上城を引き渡し、ここですべての領知替えの業務を完了した。

替地問題

間部詮言はこれよりさき知行替えの命をうけるや、ただちに城地設定ならびに家臣の住宅問題を考慮して、享保五年九月末足輕兩人を現地西鯖江の地を視察せしめたが、その時の報告として、享保五年十一月廿日附で老臣がつぎのような書状3)をよせている

一 九月末足輕兩人鯖江へ被差越候処、先月廿九日致婦着候、鯖江村ニ窪島作左衛門殿御陣屋町通り少引込有之町は北陸道往還筋宿場ニては無之、間之宿茶屋町ニて鯖江村分之家小屋懸同前ニ相見へ十七軒有之候、向類は若狭領其外之家は寺門前に候由、鯖江村高八百石余、隣端寺領・福井領・若狭領田地入組有之、陣屋統ニ侍屋敷立可然場所無之候由

一 鯖江村家数二十七軒・人数二百人余有之、牛馬は無之、不宜村ニ相見へ候由、足輕共聞書・覚書・絵図写被差越、則入御覽候、鯖江之外ハ宜村も相見候旨、先達而此方ニて承候も大方合リ申候

一 御家中引越町宅在宅可被仰付候町屋は、右之通ニ候、百姓家も不自由成儀ニ可有之候、二里・三里も飛退宿取候可申候、追々侍屋敷長屋作ニ成共被仰付ニて可有之哉、鯖江村は右之通ニ候へバ、外村ニて屋敷建可然場所又は末々御城地ニも可被成古城跡有之処ニ、御家中屋敷之地取致し、長屋を建、御家中引越候様被仰付度事と被存之旨云々、鯖江の地は、城地設定にはほど遠く、間部氏の邸宅もおろか、家中が引越しする屋敷の設営も困難な場所であることを如実に物語っている。

しかし現実は如何なる状態でも、まず入国しなくてはならず、先発の家臣が赴任したが、「家中の者、当分百姓家に指置候得共、農事家職に障無之様」と注意をうながしつゝ、家臣らは百姓家に間借りを余儀なくされた。にもかかわらず先発設営隊の業務は一向に進捗せず、ついに享保六年四月廿五日に先着家臣が左の様な御用状⁴によって、苦情をうたってきた。

一 引越之面々宿割鯖江程近なる村ニは少く候、百姓家一ヶ村に一軒・二軒、遠所には五軒・三軒も有之候、御陣屋も近き所ニても一里内外も有之候、毎日勤之御役人遠方ニ飛散居候ては御用辨兼申候、御陣屋構之内在来家仕切、或は糞糞ニ成とも如長屋建不被指置候ては罷成間敷哉、当分は寺門前地中をも借宅いたし相勤候、鯖江村庄屋所八畳

安善寺 藪田 稻荷寺 谷山 田池 田寺 島市 常安 月ヶ瀬 志津原 土合 皿尾
木谷 割谷 田代 上荒谷 板垣 定友 西角間 東角間 新保 杉谷 東俣 菅生 魚見
丹生郡之内拾四ヶ村 此高七千七百廿六石余

甌谷 三留 小羽 風巻 上糸生 真木 下糸生 乙坂 市 持明寺 丹生郷
横根 上大虫 下大虫

大野郡之内拾壹ヶ村 此高五千四百四拾四石余

木本領家 今井 稲郷 森政地頭 大矢戸 東大月 矢戸口 西光寺 西俣 本郷 保田
領内行政

以上のような経過をたどって、やっと最低限の陣屋の構築がなつて、漸次家臣の邸宅の完成と町作りは軌道にのせたが、領主間部氏にとって第二の難題は、領内村落統治の問題であつた。まず享保六年三月廿六日正式に鯖江領拝領と同時に、領内村落に左記のような法度を出した。

覚

一 今度其村々当領ニ被仰付候、弥以公儀御法度御条目之趣相替儀無之候、急度相守可申候事

付 就公儀御用人馬之儀は不及申、其外往来継人馬之先触有之候ハ、無滞大切ニ可相勤事

一家中之者共、当分百姓家ニ指置候得共、農事家職ニ障無之様ニ申付候、若理不尽之仕方有之候ハ、早速可申出事
一 耕作家職精入可申事

一 隣領・他領之町人百姓へ不埒成儀申懸間敷候、惣而百姓之風儀先年福井御一領之通ニ相心得可申候、猶又当家御仕
置之筋追々可申付事

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

一 武士方奉公人へ慮外致間敷事

二 町方・在方共ニ惣而御用向有之候ハゞ会所へ可申出候、当分役人共不案内ニ候之間、不依何事輕き儀ニても申出可
得差図事

三 此方々御用之儀有之候ハゞ、会所る印形書付を以可申遣候、則印鑑相渡候、一枚宛村々ニ受取置引合無紛候ハゞ、
御用之品相達可申事

附 御役人ハ不及申、諸士末々迄音物・礼物等贈申間敷候、手入ケ間敷賄賂致候ハゞ急度可被仰付事

一 山林竹木伐採申間敷候、白山四壁たりとも断なくして伐採候ハゞ可為曲事事

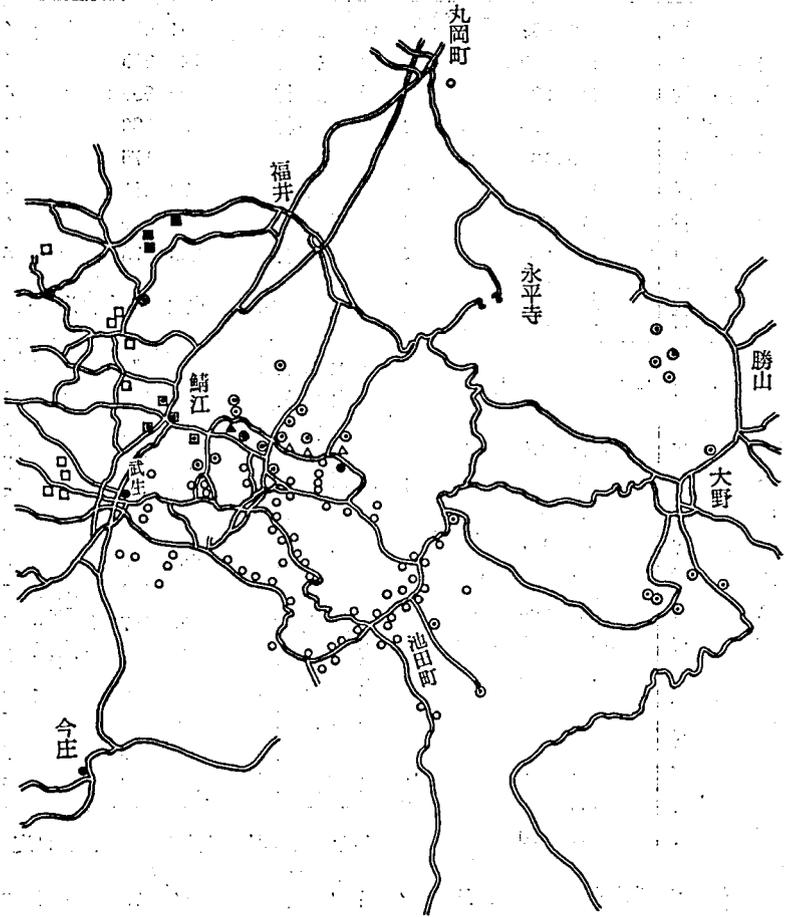
丑三月

植田 半蔵

小堀勘十郎

右の条文にも「惣て百姓の風儀、先年福井御一領の通りに相心得申すべく候」と入念に指示している。しかし受領
当時の領内は御料または福井預領の諸村が大部分であったために「福井御一領の通り」に例言しているが、実は拝領
地の旧領主を十年前にさかのぼってみると、百三拾二か村中土岐伊予守頼殿領が七拾四か村、御料が四拾五か村、そ
れに加えて紀州領である松平内蔵頭頼職領が八か村・松平主税頭頼方領が五か村となっている。また御料のうちの一
か村は大野郡のうちで遠隔の地であり、さらにこれら諸村の間に小浜領あり、福井領などが交錯して散在している
ために、領国内をどのように統一行政を行なうかが一番の難点であったと思われる。そのためか入国と同時に（替地
以前）に領内の民勢調査を含めて寺社改帳、村々明細帳の提出を命じている。ちなみにその時の寺社改帳（七冊）の
村名を表示し、それにもとづいて、入国十年前の領国内旧領主図を作製し参考に供する。

鯖江領における村落行政の一斑（浅井）



- 土岐伊予守知行所
- 御料所
- 御料所（陣屋附）
- ▲ 替地4か村
- 松平主税頭知行所
- 松平内蔵頭知行所

金見谷村	石 40 059	土岐伊予守知行所	4	魚見村	石 94 055	土岐伊予守知行所	4
安善寺村	144 740	"	4	菅生村	121 355	"	4
水海村	712 328	御料所	4	新保村	100 896	"	4
美濃俣村	8 070	"	4	西角間村	321 130	"	4
藪田村	279 137	"	4	定方村	93 175	"	4
稻荷村	146 840	"	4	東角間村	72 281	"	4
池田村	55 820	"	4	東俣村	215 716	"	4
寺谷村	139 295	"	4	杉谷村	208 973	"	4
広瀬村	156 870	"	4	第六 丹生郡下大虫村△三留村迄14村			
山田村	245 250	"	4				

第四 今立郡定次村△畑村迄13村				石			
定次村	1,096 910	御料所		下大虫村	708 220	松平内蔵頭知行所	5
下新庄村	1,534 480	"	1	上大虫村	882 836	"	5
中新庄村	1,275 368	"	1	横根村	406 894	"	5
三津屋村	517 167	土岐伊予守知行所	1	丹生郷村	457 405	"	5
馬上免村	205 507	御料所	2	持明寺村	503 010	"	5
葛岡村	321 660	土岐伊予守知行所	2	市村	78 404	"	5
大屋村	1,111 160	"	2	乙坂村	988 003	"	5
大岩内村	767 930	"	2	甕谷村	905 333	御料所	5
庄田村	488 016	"	2	下糸生村	423 287	松平主税頭知行所	5
平林村	353 460	"	2	真木村	13 062	松平内蔵頭知行所	5
荒谷村	144 470	"	2	上糸生村	381 738	松平主税頭知行所	5
小野谷村	1,077 870	"	2	小羽村	492 920	"	5
畑村	279 970	"	2	風巻村	523 910	"	5
				三留村	961 317	"	5

第五 今立郡長尾村△杉谷村迄17村				第七 大野郡保田村△木本領家村11迄			
石				石			
長尾村	504 323	土岐伊予守知行所	1	保田村	882 178	御料所	5
戸谷村	635 570	"	1	西光寺村	277 835	"	5
金屋村	166 875	"	2	西俣村	545 571	"	5
野大坪村	150 940	御料所	2	本郷村	781 008	"	5
余川村	721 590	"	2	矢戸口村	559 852	"	5
檜尾谷村	296 990	"	2	東大月村	194 936	"	5
蓑脇村	203 933	"	2	大矢戸口	293 167	"	5
中居村	141 052	"	2	森政地頭村	174 120	"	5
入谷村	76 613	"	2	稻郷村	1,108 088	"	5
				今井村	538 513	"	5
				木本領家村	643 249	"	5

第一 今立郡西鯖江村と河和田河内村迄25村									
村名	村	高	旧領主			石	土岐伊予守知行所		
西鯖江村		556 293	御料所		大八中別坂板垣上寺市常月土皿割木志河田	76 148	土岐伊予守知行所	3	3
有定村		364 918	"		平石印村	100 320	"	3	3
花出村		125 000	"	1	村	119 521	"	3	3
木引村		468 432	"	1	印村	136 825	"	3	3
出口村		356 614	"	1	下村	81 040	"	3	3
曲木村		540 025	"	1	村	153 330	"	4	4
橋立村		400 000	"	1	荒谷村	275 040	"	4	4
松成村		595 380	"	1	寺島村	147 660	"	4	4
樋口村		56 299	"	1	村	172 130	"	4	4
原村		540 300	"	1	安村	217 942	"	4	4
川島村		678 480	"	1	月ヶ瀬村	179 640	"	4	4
赤坂村		1,029 320	"	3	土合村	16 500	"	4	4
戸口下村		372 500	"	3	尾村	29 222	"	4	4
戸口上村		576 666	"	3	割合村	15 290	"	4	4
戸口中村		267 826	"	3	木谷村	15 810	"	4	4
別司村		559 267	"	△	志津原村	120 380	"	4	4
小坂村		578 390	"	△	河内村	83 388	"	4	4
助生田村		375 239	土岐伊予守知行所	3	田代村	11 513	"	4	4
片山村		76 740	"	3	第参 今立郡西庄境村と山田村迄27村				
西袋村		1,167 584	御料所	3	西庄境村	318 000	御料所	3	3
金谷村		328 131	"	3	東庄境村	505 132	"	3	3
寺中村		520 195	"	△	朽飯村	415 958	土岐伊予守知行所	3	3
潜水町村		270 894	"	3	高岡村	150 980	御料所	3	3
河和田河内村		349 170	土岐伊予守知行所	6	藤木村	233 401	土岐伊予守知行所	3	3
第貳 今立郡北中津山村と田代村迄25村									
北中津山村		487 695	土岐伊予守知行所	3	春山村	341 682	"	3	3
南中津山村		620 237	"	3	榎尾村	222 954	"	3	3
野岡村		646 033	"	3	波垣村	215 364	"	3	3
山室村		635 597	"	3	横住村	192 140	"	3	3
杉尾村		239 177	"	3	相木村	114 120	"	3	3
森井村		201 497	"	3	清水谷村	240 320	"	4	4
長五村		78 269	"	3	柿ヶ原村	18 870	"	4	4
					松ヶ谷村	197 560	御料所	4	4
					持越村	80 868	"	4	4
					野尻村	109 877	"	4	4
					谷口村	217 027	"	4	4
					助生村	24 010	"	4	4

なお右表の村順は寺社改帳に記載されている順序であり、村高は明細帳の村高、旧領主名は元禄十三年の郷帳により作製、最後の数字は後述の領内を六組に分割した新組の組分けを示した記号数字である。

註

(1) 徳川実紀(有徳院殿御実紀卷十二)享保五年九月十二日

越後国村上の城主間部越前守詮房が遺領五万石を、その養子下総守詮言に襲せしめ、封を越前国西鯖江の地にうつさる。

(2) 家譜 鯖江市旭町植田知代氏蔵

(3) 間部家文書 鯖江市公民館所蔵

(4) 間部家文書

(5) 間部氏はその後もついに城地を設定するに至らなかつた。天保一二年間部詮勝が西丸附老中となつたとき、四月封邑鯖江に築城すべき旨、將軍家慶の直命ありて、五月には築城金五千両を頂戴したが、やはり、鯖江の地は狭隘にして、かつ他領に接するをもつて要害宜しからざるとの理由で、折角の添地の下賜まであつたがついに実現に至らなかつた。徳川実紀にもつぎのように記されている。

徳川実紀(眞徳院殿御実紀卷四) 天保十一年四月廿八日の項に

間部下総守(詮勝)に越前国鯖江をもつて城地に下さるとあり、さらに同年五月十九日の項には

間部下総守はその城造立するにより金五千両を賜はる

(6) 間部家文書

(7) 間部家文書

(8) 寛政重修諸家譜土岐伊予守頼殷の項

元禄五年二月二六日領をあらためられ、摂津・河内・越前三国のうちにおいて三万五千石を領し、宝永五年閏正月十一日越前国の封地を割て播磨国のうちにつさる

(9) 福井県史 紀州領、松平内蔵頭

元禄一〇年三月和歌山藩主徳川光貞の二男頼職越前国丹生郡で三万石を領し、宝永二年八月宗家を継ぐべきため、二万石は宮津城主松平資俊の三男宗長に、一万石は葛野陣屋の兼領とし、享保五年六月まで代官をおき、のち福井藩預領となつた。

(10) 福井県史 紀州領 松平主税頭

元禄一〇年三月和歌山藩主徳川光貞の三男頼方、その兄頼職と共に三万石を領せしめらる。その封地丹生郡に下糸生村はか一三か村坂井郡に針原村以下三二か村、下糸生の内葛野に陣屋をおく。宝永二年六月兄頼職の所領一万石を兼領したが、同年九月頼職の死去により、宗家をつぎ、ついで享保元年八代將軍吉宗となる

(11) 鯖江市新町福岡新兵衛氏所蔵

この「寺社改牒」は、間部氏入封の翌年（替地以前）享保六年に領内百三十二か村より書き上げさせたものを、老

臣小池丈左衛門が、領内各組ごとに筆写・集成したものである。竹内信夫編「鯖江藩寺社改牒」参照

領国内の組分けと大庄屋制

正徳三年（一七一三）四月、幕府は天領における大庄屋・割元・惣代を廃止⁽¹²⁾した。その「理由は大庄屋などの給米も多く村入用にかゝり、大勢の中には宜しからぬ人々があつて、身の上を高ぶり、私のことを管み、代官の手代・役人と申し合せて、末々の百姓の難儀に及ぶ」としている。もともと大庄屋の職分は、代官より伝えられた法令などを名主に伝達し、また領内の百姓の訴訟・願書などを吟味して代官に上申する所謂下達・上申の中間機関として重要な役目を果たしてきた。にもかかわらず大庄屋制の弊害が、幕府をして廃止に至らしめたのであるが、幕府の禁止よりわずか十年後に間部氏が新領国内に取えてこの制度を何故に施行したか。それはやはり領国内の複雑な支配事情が第一であつたと考えられる。（もともと間部氏は旧領村上領においても大庄屋制を施行していたが）

六組の組分け

領知替えの拜命をうけた間部氏は、直ちに領内の寺社改帳ならびに村々明細帳の提出を求めたことはさきに述べたが、これらの諸調査によつて各村の村況を把握した上で、地域や旧支配などを勘案して、享保六年十月まず領内を六組と陣屋付の村とに区分したがその組分けはつきのとおりである。（なお旧支配との関係は前掲の領国図を参照されたい）

下新庄組

下新庄 中新庄 戸谷 町 川島 出口 曲木 長尾 三ツ屋 橋立 原
木引 樋口 中野松成 花出

鯖江領における村落行政の一斑（浅井）

大屋組 (庄田↓余川)

大屋 小野谷 金星 蓑脇 中居 入谷 岩内 葛岡 平林 馬上免 庄田

余川 野大坪 畑 桧尾谷 荒谷

中戸口組 (東庄境↓轟井↓東庄境)

中戸ノ口 上戸ノ口 下戸ノ口 春山 赤坂 西袋 野岡 北中津山 南中津山 轟井

八石 東庄境 西庄境 大平 横住 山室 片山 長五 杉尾岡 河内 服部樫尾

清水町 金谷 坂下 中印 別印 助生田 藤木 波垣 相木 朽飯 高岡

広瀬組 (水海↓上荒谷↓水海↓谷口↓藪田↓東俣↓市)

広瀬 東角間 西角間 松ヶ谷 東俣 寺島 月瀬 水海 稻荷 谷口 野尻

上荒谷 杉谷 持越 市 常安 藪田 板垣 山田 寺谷 魚見 池田

菅生 柿ヶ原 志津原 土合 皿尾 新保 清水谷 定方 安善寺 木谷 割谷

田代 助生谷 金見谷

飯谷組 (乙坂)

飯谷 下糸生 風卷 乙坂 上大虫 三留 丹生郷 下大虫 持明寺 小羽 市

上糸生 横根 真木

木本領家組

木本領家 矢戸口 保田 今井 森政地頭 稻郷 本郷 東大月 西俣 西光寺 大矢戸

陣屋附

西鯖江 東鯖江 有定 定次

以上六組に組分けし、それぞれ各組に一人づつの大庄屋を配したが、その任命は翌七年正月をきして一斉に行われた。

大庄屋制の改廃と勤役形態

各組で選任された大庄屋が一同に呼ばれて地方役中へ申渡として「大庄屋申付、給米拾式俵（四斗五升入）遣之」と任命されたのが、享保七年正月のことである。初代大庄屋の家柄に関する詳細は今のところ明らかでないが、入国と同時（享保六年）に独礼を許されたものが多い。他藩においても大庄屋は幕藩体制の確立とともに取り立てられたかつてその地方に勢力をもっていた土豪の家柄のものが多いが、鯖江とても村内の大高持の家柄であることには変りない。大庄屋任命にあたって領主側は「御領分大庄屋之儀、六人被仰付候趣、先達而委細申遣候処、御役人何も安堵之由、人柄・筋目身上何も猶吟味の上被申付ニ而可有之と存候」と人柄・筋目・身上の三点を選考規準としていた。なお大庄屋の家が交代する場合は跡大庄屋に直ちに就任する場合は少く、大庄屋仮役をしたのち大庄屋役に正式に任命されている。この場合仮役の時より給米拾式俵が下附される。しかし順序としては大庄屋間合↓大庄屋代↓大庄屋仮役↓大庄屋役になるのが原則である。（第三組の中戸口村弥右衛門家より東庄境村の五右衛門家に替った例を参照されたい）なお給米の拾式俵であるが、他藩に比べると非常に少い。（他藩は柳川藩の七拾俵から松本藩の二十五俵と全国まちまちであるが）これは大庄屋制廃止の理由の一つである。「大庄屋給米も多く」とのこともあってであろうかと考えられる。格式は独礼のほか、まず帯刀が許され、しかるのちに苗字が差免されている例が多い。以下各組の大庄屋の勤役形態の実例を「各組村々御礼之者共明細帳」（七冊）によって抄出してみることにする。

(1) 下新庄組

①平左衛門 (下新庄村以下同断) (苗字) (福) (岡)

享保七壬寅年正月大庄屋申付、給米拾貳俵遣シ、同十四巳酉年六月十二日始而之御目見

元文元丙辰年十月廿四日病身ニ付、願之通役儀差免

②幸助 平左衛門ト改

元文元丙辰年十月廿四日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

(寛延元年)

同年十二月晦日大庄屋役差免、右ニ付御目見之儀、町人之上之席ニ並居、御通掛御目見申付、尤江戸御往来之節御通筋江相詰場も町人之上並居町奉行披露

宝曆二壬申年正月廿六日触元役申付、給米拾俵遣之

同年十二月十九日前方大庄屋役之通、町名主上之席ニ申付

(宝曆) 同十二年壬午年九月廿四日大庄屋役申付、給米高拾貳俵遣之

(宝曆) 同十四甲申年三月廿一日勤、方、不、埒、ニ付役儀取上、隠居申付、御殺生之御供ニ付被下候給米取上、跡役悴江申付

③兵助 平左衛門ト改

宝曆十四甲申年三月廿一日親隠居申付、跡役其方江申付、給米拾貳俵遣之

安永元壬辰年十二月五日病身ニ付、願之通役儀差免

④弥吉 平左衛門ト改

安永元壬辰年十二月五日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

寛政七乙卯年十二月廿八日年来役筋無滞相勤候付、鯖江往来之節途中計帶刀差免、同十年戊午九月三日病死

⑤ 弥吉 五代 忠左衛門——平左衛門ト改ム

寛政十年戊午十一月十三日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、享和三年八月十六日無拠願ニ付、御才覚方差免

文化六己巳年十一月八日以来御用ニ而他所出会之節帶刀差免

同十一癸酉年十二月十四日組下締方宜趣ニ付、鯖江往来之節帶刀差免

文政四辛巳年八月十六日苗字帶刀差免

天保七年十二月廿日俸新之助大庄屋次席申付、弘化四未年正月九日病死

⑥ 新之助

天保十二辛丑年十二月廿二日大庄屋順席、親平左衛門同様相勤候様被仰付、且又鯖江往来之節帶刀御免被成

弘化四未年三月六日大庄屋役被仰付、給米拾貳俵被下、且又親代之通式人扶持并米五俵被下

嘉永元戊申年五月十三日病氣ニ付、願之通大庄屋差免

⑧ 再 勤 (新之助)

嘉永七甲寅年十二月八日大庄屋役相勤申付 (俸喜代松病死ニ付)

同年閏七月三日就病氣願之通大庄屋役差免

⑨ 再 勤 平左衛門与改

安政六年九月廿六日大庄屋仮役申付、同年十二月大庄屋役被仰付、給米拾貳俵被下

⑦ 喜代松

嘉永元申年五月十二日大庄屋役申付、給米拾貳俵并親代之通米五俵被下、且又鯖江往来之節帶刀被成御免

嘉永六年十月三日病死

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

(I) 大屋組 (庄田 → 余川組)

① 宇兵衛 (大屋村)

享保七壬寅年正月大庄屋申付、給米拾貳俵遣之、同十四年酉年六月十二日始而之御目見

元文四己未年正月廿五日病死

② 佐市郎^{二代} 宇兵衛卜改ム

元文四己未年三月十九日大庄屋申付

延享三丙寅年六月十三日病死

③ 文次郎^{三代} 宇兵衛卜改

延享三丙寅年八月廿五日跡相統大庄屋役申付

但當国府中近江屋文次郎儀、宇兵衛弟ニ付、後家与嫁合跡相統仕度旨願出候、大庄屋役可相勤相応之者無之

ニ付、願之通申付ル

寛延二己巳年十二月晦日大庄屋役差免、右ニ付御目見之儀御用達町人之上之席ニ並居、御通掛之御目見被仰付

尤江戸御往来之節も、御通筋江相詰場、町人之上ニ一同並居町奉行披露之事

宝曆二壬申年正月廿六日触元役申付、給米拾俵遣之、同年十二月十九日前方大庄屋役之通、町名主上之席ニ申付

同九年己卯年病氣ニ付、願之通役儀差免、同年病死

④ 万藏^{四代}

宝曆九己卯年五月廿四日親宇兵衛病氣ニ付役儀差免、跡触元役申付、給米拾俵親之通遣之

同十二壬午年九月廿四日大庄屋役ニ申付、給米高拾貳俵遣之

⑤^{五代} 天明元辛丑年五月十五日病氣ニ付、願之通大庄屋役差免、跡役悴文助江申付
助

天明元辛丑年五月十五日親万蔵願之通大庄屋役差免、跡役申付給米拾貳俵遣之
同二壬寅年八月廿八日病身願ニ付、役儀差免、寛政四壬子年病死

⑥ 宇兵衛

天明二壬寅年八月廿八日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

文化六巳年十一月八日以来御用ニ而他所出会之節帶刀差免

文化十酉年九月十二日依願大庄屋役差免、且又御才覚方出精ニ付金三百疋遣之

⑦ 貞助 宇助ト改

文化八未年四月親名代相勤候様申付

同十酉年九月十二日大庄屋役申付、給米拾貳俵

文政四辛巳年四月二日近年打統困窮之由、親代々実躰相勤、其上御才覚金出精ニ付以別段、当巳年々来ル酉年迄五ヶ年之間老ヶ年米五拾俵宛拜借被仰付、上納之儀は追而可申付旨

同十年丁亥四月五日就病氣願之通役儀差免、年来無滞相勤候ニ付、御通掛御目見上席申付、中椽差免、是迄御才覚金出精ニ付御目録金三百疋遣之

天保己亥十年五月病死

⑧^{三代} 五右衛門 (庄田村)

文政十丁亥年四月大庄屋仮役申付、仮役中給米拾貳俵遣之

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

同年九月廿七日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

同十一戊子年五月六日鯖江往来之節帶刀差免

天保十亥年正月八日病死

⑨^{四代}五右衛門

天保十亥年二月廿六日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同十一年庚子六月鯖江往来之節、帶刀御免被成

天保十二辛丑年二月十六日苗字帶刀御免被成

安政二乙卯年三月三日病死

(この間東庄境組大庄屋預)

⑩周造

安政二乙卯年十一月十八日御通掛御目見被仰付、当分大庄屋仮役申付、仮役中給米拾貳俵遣之、且又中椽被成

御免

但大庄屋仮役中御目見上席之者共之上江可差出旨申渡候

同三年丙辰三月廿七日大庄屋仮役差免

⑪^{二代}四郎兵衛(余川村)
(苗字) (坂田)

安政丙辰三年六月八日御陣屋附庄屋次席被仰付、大庄屋仮役申付、仮役中給米拾貳俵遣之

同年十二月廿二日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

同六己未年十二月廿二日大庄屋勤中苗字差免

文久三癸亥年正月帶刀被御免

同年六月十日老年ニ付、願之通大庄屋役差免、隠居申付、年来実躰相勤候ニ付金三百疋遣之

⑫郡平 四郎三郎卜改

文久三癸亥年六月十日父四郎兵衛願之通大庄屋役差免、隠居申付、跡大庄屋役申付給米拾貳俵遣之

元治元甲子年七月五日大庄屋勤中苗字差免、同二乙丑年正月晦日帯刀被成御免、慶応三丁卯年七月十五日苗字差免

(Ⅲ) 中戸口組(東庄境)→轟井→東庄境組

①弥左衛門(中戸口村) (苗字) (玉村)

享保七壬寅年正月大庄屋申付、給米拾貳俵遣之

寛延二己巳年八月十二日役儀精勤仕候付、組下村柄も相直り、納方も多分益罷成候ニ付、為御褒美金五百疋遣之

寛延二己巳年十二月晦日大庄屋役差免、右ニ付御目見之儀、町人之上之席並居、御通掛御目見申付、尤江戸御通

掛之節も御通筋江相詰場所も町人之上ニ一同並居候而、町奉行披露之事

宝曆二壬申年正月廿六日触元役申付、給米拾俵遣之

宝曆八年九月病死

②幸七 弥左衛門卜改

宝曆八戊寅年九月四日父弥左衛門跡触元役申付、給米拾俵遣之、尤父左衛門江御預高父之通其方江御預被成

宝曆十二壬午年九月廿四日大庄屋役ニ申付、給米高拾貳俵遣之

明和三丙戌年六月朔日池田組大庄屋水海村治郎左衛門役儀召放候間、当分池田組村々御預被成

安永七戊戌年四月七日病死

③弥藏 三代

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

安永七戌戌年五月廿八日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

天明七丁未年五月廿六日病死

④忠三郎^{四代} 弥左衛門下改

天明八戌申年八月廿八日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

寛政五癸丑年八月廿一日

其方儀未年若ニも候得共、元祖并祖父弥左衛門出精相動候家筋之儀ニ付、以御憐愍大庄屋役申付候得は、役筋相動候儀故、別而万端相慎、且組下^レリ方等之儀も心掛可致出精処、無其儀、近頃身持不埒之趣相聞、不束之至ニ候、依之逼塞申付、急度相慎可罷在者也

寛政五癸丑年十二月朔日逼塞差免、大庄屋役可取上処、以御憐愍是迄之通役儀申付、以来相慎可申候
文化五戊辰年十月廿一日左之通

去々寅年以來西袋村ニ無宿与不存、多策長々為致滯留候趣、不吟味之至ニ候、依之押込申付
同年十二月十七日左之通

大庄屋役差免、且又押込差免

⑥^婦文化六己巳年九月朔日大庄屋婦役申付

但大庄屋役卜申渡候得は、末席ニ相成候得共、大庄屋婦役卜申渡候ニ付、本席ニ相成候、以來為見合記置
文化十二乙亥年四月二日左之通

不埒之儀有之ニ付、以御憐愍大庄屋役差免、乍去代々大庄屋役勤功之儀ニも候間、以御憐愍御目見席申付中
椽差免

⑤^{三代}五右衛門（東庄境村） 退助→五八郎卜改

文化五戊辰年十二月大庄屋御間合申付

文化六己巳年九月大庄屋御間合差免

同十二乙亥年二月大庄屋代申付

⑦^{編役}文化十二年四月二日大庄屋仮役申付、仮役中給米拾貳俵遣之、且又中椽差免

同年十二月九日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

文政八乙酉年八月廿日病氣ニ付、願之通役儀御免、年来無滞相勤候ニ付御目見上席申付、中椽差免

⑧^{三代}周藏 藤左衛門卜改（轟井村）

文政八乙酉年八月廿日大庄屋仮役申付、仮役中給米拾貳俵遣之

同年十月十三日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

同十二己丑年二月十九日病死

⑨^{（五右衛門編役）}文政十二己丑年六月三日大庄屋仮役申付、仮役中給米拾貳俵遣之

同年七月廿三日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

天保五申午年二月十二日老年ニ付、願之通隠居申付、年来出精相勤候ニ付金三百疋遣之

⑩^{四代}重太郎 五八郎卜改

天保五甲午年二月十二日父五八郎願之通隠居申付、跡大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

⑪^{五代}八郎 五八郎卜改

安政六己未年九月廿七日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同年十二月廿二日大庄屋勤中苗字差免

鯖江領における村落行政の一斑（浅井）

(IV)

広瀬組 (水海 → 上荒谷 → 水海 → 谷口 → 藪田 → 東俣 → 市村組)

① 彦兵衛 (広瀬村)

(留學) 田

享保七寅年正月大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同十四酉年六月十二日始而之御目見

寛延二巳年十二月晦日大庄屋差免、右二付御目見之儀町人之上之席ニ並居、御通掛御目見被御付

役儀差免候日限并趣意不相知

② 治郎左衛門 (水海村)

宝曆二申年正月廿六日触元役申付、給米拾俵遣之、同年十二月十九日町名主上之席ニ申付

宝曆九卯年七月十三日病死

③ 忠次郎 治郎左衛門下改

宝曆九卯年八月三日親治郎左衛門跡触元役申付、給米拾俵遣之

同十二年九月廿四日大庄屋役申付、給米高拾貳俵遣之

④ 角兵衛 (上荒谷村)

明和三戌年八月十五日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

明和七寅年正月十七日病死

⑤ 左衛門 角兵衛下改

明和七寅年三月八日親角兵衛跡大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

安永八亥年八月廿七日

藪田村・寺谷村引場所争論取扱之儀ニ付不行届儀有之候間、押込申付 九月廿六日押込差免

天明元辛丑年十月十三日 勤方不宜候ニ付、大庄屋役差免

⑥ 弥三右衛門 弥三兵衛卜改 (水海村)

天明元辛丑年十月十三日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同七卯年十月廿九日病身罷成候ニ付、依願御才覚方差免

寛政八辰年二月十三日左之通、不埒之儀有之ニ付、村払申付

⑦ 五郎右衛門 (谷口村)

寛政八丙辰年二月九日大庄屋仮役申付

同年五月十一日大庄屋仮役中御通掛御目見申付、且又中椽差免、但御通掛御目見之者共上席え可差出旨申渡之
寛政九年閏七月廿六日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、文化六年十一月八日以来、他所出合之節帯刀差免

文化十一年十一月大庄屋役差免、隠居

⑧ 五郎吉 五郎右衛門卜改

文化十一年十一月大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同十四丑年十一月御才覚給米五俵遣之

文政二年九月二日大庄屋役差免、同十一年戊子年六月病死

⑨ 利右衛門 喜右衛門卜改 (藪田村) (苗字) (飯田)

文政二年八月大庄屋仮役申付、同年九月大庄屋仮役中給米拾貳俵遣之、且又中椽差免

同三辰年三月大庄屋仮役差免、中椽并御礼席是迄之通

同年十一月八日大庄屋仮役申付

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

同四巳年五月廿二日大庄屋役申付、給米拾貳俵

文政八年十月十八日組下締り方宜、其上御才覚筋格別出精ニ付、鯖江往來之節帶刀差免

文政八乙酉年十二月廿七日大庄屋勤役中苗字・帶刀差免

同十一戊子年二月朔日病死

⑩彦次兵衛二代(東俣村) 飯田卜改

文化十三年六月大庄屋間合申付、同七月差免、同十四丑年十二月御才覚筋出精ニ付式人扶持遣之

文政十一戊子年四月十六日大庄屋仮役申付、同年五月六日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

天保五甲午年十二月廿二日苗字・帶刀差免

弘化二巳年四月四日

組中勘定合之義ニ付、八ヶ村おるて疑惑有之趣相聞、夫々取調申付候所、私欲虚妄之筋は無之趣ニ候得共、勘定取調方不念之儀も有之、全ク等閑ニ致置候故之儀不束之至リ候、依之押込申付、五月廿六日押込差免

安政五戊午年五月五日老年ニ付、願之通隠居申付、同八日病死

⑪彦太郎

安政五戊午年五月五日父彦次兵衛願之通隠居申付、跡大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

同六己未年九月十一日病死

⑫庄三郎四代 元三郎卜改(市村) (重字)
(齊藤)

安政六己未年十月朔日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同年十二月廿二日大庄屋勤中苗字差免

文久三癸亥年正月帶刀被成御免、慶応丁卯三年七月十五日苗字差免

(V) 甌谷組(乙坂)

① 三右衛門(甌谷村)

享保七壬寅年正月大庄屋申付、給米拾貳俵遣之、同十四酉年六月十二日始而之御目見

享保十六亥年六月二日甌谷村地内悪水江下ニ江筋新規ニ穿替候付、遠慮申付、同廿九日差免

享保十七子年十月四日勤方未熟ニ付、組下小庄屋共合躰不仕旨、段々不埒之儀共有之ニ付、役儀召放逼塞申付、

同 年十月廿一日差免

② 織右衛門 三右衛門下改

享保十九寅年九月七日大庄屋役見習申付、給米六俵遣之、尤御目見は不相成旨

寛延二己年八月一統大庄屋相止、御通掛御目見申付、同年十二月晦日役儀差免

宝曆二申年正月廿六日触元役申付、給米拾俵遣之

宝曆十二年九月廿四日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、明和四亥年十月廿一日御才覚方申付、三人扶持遣之

安永三年年二月十一日願之通大庄屋役儀差免、但御扶持方上ル

③ 清五代

安永三年年二月十四日大庄屋役申付、給米拾貳俵親之通遣之

同五申年六月病死

④ 織右衛門 政治→吉郎助与改

安永五申年八月十五日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

但幼年ニ付、当分組下風巻村嘉惣治大庄屋役後見申付度旨、地方役々伺出候付、伺之通当分後見申付

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

安永九子正月晦日嘉惣治義後見差免、天明三卯年五月八日御通掛御目見申付

寛政二戌年二月九日令欠落候旨、地方役申出ル

⑤^{初代}角兵衛 覚兵衛与改(乙坂村) (苗字)

天明六年二月廿三日大庄屋代申付、同四月差免、同年十二月御通掛御目見申付

寛政三亥年九月三日大庄屋代申付、同年十二月廿一日地方役所中椽差免、御通掛御目見上席申付

寛政四子年七月十七日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

文化三寅年五月七日依願大庄屋役并御才覚方差免、且又御才覚方出精ニ付、以別段金三百疋遣之

⑥^{二代}磯右衛門 覚兵衛→鶴兵衛ト改

文化三寅年五月七日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同六巳年十一月八日以来御用ニ而他所出会之節ハ帶刀差免

文政十三寅年七月廿七日老年ニ付、願之通役儀差免隠居申付、且又御才覚方は隠居之儘ニ而是迄之通相動候様

申付

⑦^{三代}郡治 鶴兵衛与改

文政十三寅年七月廿七日父鶴兵衛願之通隠居申付、跡大庄屋役申付給米拾貳俵遣之、且又苗字帶刀差免、御才

覚方申付、五人扶持遣之

天保十一子年八月四日大庄屋勤役中御年貢上納方分納被仰付、安政六己未年十二月悴郡治大庄屋順席被仰付

文久元辛酉年六月十七日病死

⑧郡治 鶴兵衛与改

文久元辛酉年八月廿日大庄屋役被仰付、給米拾貳俵被下

(VI) 木本領家組

① 弥三右衛門

(苗字)
(杉 本)

享保七寅年正月大庄屋申付、給米拾貳俵遣之、同十四酉年六月十二日初而之御目見

寛延二巳年八月九日役儀出精仕、其上村々御年貢納方等も精勤故運取候ニ付、為御褒美金千足遣之

同年十二月晦日役儀差免、右ニ付、御目見之儀町人之上之席ニ並居、御通掛御目見申付

宝曆二申年正月廿六日触元役申付、給米拾俵遣之

宝曆十二年九月廿四日大庄屋役申付、給米高拾貳俵遣之

明和四亥年十月廿一日御才覚方申付、三人扶持遣之、天明二寅年正月十五日数十年役筋無滞相動候ニ付、帶刀

差免

天明八戌申年四月廿日病死

② 鹿右衛門

二代
弥三右衛門ト改

天明八申年六月十二日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、但父弥三右衛門御才覚方ニ付、被下置候三人扶持差上

寛政六寅年六月三日日本光徳寺御寄附畠地之内江致堀田候儀ニ付、不念之儀有之候付、押込申付 但同廿三日

押込差免

文化元子年五月五日年来美躰相動候ニ付、父弥三右衛門之通苗字差免、且又鯖江徘徊之節帶刀差免

文化元年九月十四日及老年候ニ付、大庄屋役御免願出候得共、先ッ致保養相動候様申付

同年十一月二日病死

③ 弥三次郎

三代
弥三右衛門ト改

鯖江領における村落行政の一斑 (浅井)

文化元年十二月十二日大庄屋仮役申付、同年十二月廿六日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

文化十一年十二月十四日組下締方宜趣ニ付、大庄屋上席申付

天保六乙未年四月廿六日病死

④ 弥三次郎 弥三右衛門ト改名

天保六乙未年六月大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、同七丙申年二月苗字差刀差免

弘化二年四月廿五日御融通方申付、給米貳人扶持被下

安政六年六月廿九日病死

⑤ 弥農吉 弥三次郎→弥三右衛門ト改

安政六己未年八月廿六日大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之

文久三癸亥年五月廿日病氣ニ付、願之通隠居申付

⑥ 時次郎

文久三癸亥年五月廿日弥三右衛門病氣ニ付、願之通大庄屋役差免、隠居申付、時次郎大庄屋役申付、給米拾貳俵遣之、且又帯刀差免

以上で判明できることは各組一斉に寛延二年二月晦日をもって大庄屋役を差免していることである。一二月の差免に先きだつことわずか四か月前の八月十二日、中戸口組の大庄屋弥右衛門は「役儀精勤仕り候に付、組下村柄相直り、納方も多分益罷成り候に付、御褒美として金五百疋遣す」とあり、また木本領家組の弥三右衛門も「役儀出精仕り、その上村々御年貢納め方なども精勤いたし、運取候はかどに付、褒美金千疋遣す」など、褒美金五百疋または千疋を頂戴している。この褒美金を下附したのちに大庄屋制を廢止しているが、前掲の文言によって反面鯖江領の大庄屋制成

立の事情が判明できよう。すなわち領地替え後の混沌とした時期に、領内をともかく一つに纏めて村落統治をしたい領主側の意図を汲みとることができ、如何にしてスムーズに旧領主のこととなる地の民政を行い、また年貢を敏活に徴収するためであったか。それらの目的が施行後約三〇年にして一応達成したと判断したのであるうか、広瀬組のところで「役儀差免候日限ならびに趣意相知れず」と書かれているが、ともかく領主側の日記（間部文書）の寛延二年十二月晦日の項には

晦日 晴

一左之通地方役中へ申渡

中戸口村 弥左衛門

広瀬村 彦兵衛

木本領家村 弥三右衛門

甕谷村 織右衛門

下新庄村 平左衛門

大屋村 宇兵衛

右之者共御役儀御免被成候付、来年始御目見之儀は、御通掛御目見之御用達町人共上之席ニ並居、御通掛御目見被仰付、且又御参勤・御帰邑之節八町奉行相詰候場所御用達町人之上ニ並居、何も御用達共と町奉行様寄可申候

西鯖江村庄屋

御給米不被下候付、右同断

と記されているのみである。しかし寛延二年十二月晦日をして廃止した大庄屋制所謂下達上申の中間機関は、領内

鯖江領における村落行政の一斑（浅井）

遠隔の地もあったために、やはり幾多の支障をきたした結果か、または大庄屋が就任と同時に才覚方或いは融通方に任命されて藩財政の一助たらしめた事は明らかであるが、その両者か、将又その一つである触の伝達機関のみの必要性を感じたかは詳らかでないが、廃止してわずか三年ののち宝暦二年正月に、今度は触元役にかつての大庄屋を任命している。前掲の間部日記の宝暦二年正月廿日の項を抄出してみよう

正廿六日 雪

一左之通、於詰所内御用人出席御目付立合にて申渡、夫より於御勘定所御勘定奉行・郡奉行・御目付・郡吟味方出席、御代官相詰申渡、但老人ツ、手札相渡

中戸口組

中戸口村
弥左衛門

木本領家組

木本領家村
弥惣右衛門

甌谷組

甌谷村
織右衛門

下新庄組

下新庄村
平左衛門

大屋組

大屋村
宇兵衛

水海組

水海村
次郎左衛門

触元役申付、給米拾俵被下

この触元役は、大庄屋役の給米拾式俵に対して式俵減の拾俵で任命している。これは財政の節約か、または役向が

大庄屋役より軽いかとも考えられたか、何れにしても六組の元大庄屋を任命したが、その触元役が単なる下達・上用務のみでは、財政方の援助を含めての領内統治の不便をきたしたか、またまた十年目の宝暦十二年九月十四日付で、同一人を大庄屋役に再任している。これらの経緯をみると、間部氏が如何に領内民政の至難さに種々苦慮していたかがうかがえる。

第二の問題として大庄屋の就役後の行動に対して、領主側は非常に神経をとがらせて監視している面が散見される。例えば下新庄組の二代平右衛門は宝暦一四年三月廿一日「勤方不埒ニ付役儀取上、隠居申付」けられ、跡役には倅を任用しているし、中戸口組の四代弥左衛門は、父弥左衛門の病死につき、天明八年八月幼年にして父の跡役を仰せ付けられたが、寛政五年八月廿一日には「その方義、未だ年若にも候得共、元祖并祖父弥左衛門出精相動候家筋之義に付、御憐愍をもって大庄屋役申し付け候得は、役筋相勤め候義ゆえ、別て万端相慎み、かつ組下しまり方などの儀も心掛け出精致すべきところ、その儀なく、近頃身持不埒の趣相聞え不束の至りに候」とて通塞を申し付けられた。約四か月後の十二月には許されているが、同人はその後文化五年一〇月廿一日には「去々寅年以來西袋村に無宿と存せず、多策長々滞留致させ候趣、不吟味之至に候」との理由で押込を申し付けられ、ついに四代続いた大庄屋役を召し上げられ、他村の東庄境村五右衛門に譲らざるをえなくなった事態に及んだ。

そのほか水海村（最初は広瀬組）の大庄屋二代治郎右衛門は、明和三年六月「組下取り捌き宜しからざる趣に付、先達て戸ペリ申付け候之処差免」されたかわりに役儀は取り上げられ、つぎに上荒谷村の角兵衛が同年八月十五日に就任するが、その間二か月は中戸口組の弥左衛門が「池田組大庄屋水海村治郎右衛門役儀召し放ち候間、当分池田組村々御預に成られ」とある様に他組大庄屋に預けて組内を統轄している例が多い。その後この広瀬組はつぎの上荒谷村角兵衛家に承けつがれるが、二代目の角兵衛が安永八年八月「藪田村・寺谷村引場所争論取り扱ひの儀に付、不行

屈儀これあり」とて押込を言い渡され（九月差免、同人はまた天明元年十月には勤め方が宜しからずで大庄屋を罷免され、またもとの水海村の弥左衛門家が帰役するが、寛政八年二月には不埒の儀によって村払になる。最後にバトンタッチされた東俣村大庄屋彦太郎も弘化二年四月「組中勘定合せの義に付、八か村におゐて疑惑これある趣相聞え、夫々取り調べ申し付け候処、私欲虚妄の筋はこれなき趣に候得共」といしながら結局等閑のための不束の至りとして押し込をこうむっている。ことにこの広瀬組は（現今立郡池田町周辺）、旧土岐伊予守領であったのが天領となり鯖江領になった山間地帯の村々であるが、以上のような理由でつきつきと組内の村々に転々と大庄屋役が交代し、明治に至るまでついに九回の改変が行なわれた。

この様に大庄屋が押込・村払いなどの理由で順次短期間に他家に交代させられる例は、他領では余り考えられない事のようにあるが、以上の領主側の処置を勘案すると、如何に大庄屋の役向が重大であったと同時に、やはり幕府大庄屋廢止制の理由をふまえて、一寸の不始末でも、すぐに押込、戸ペ、逼塞などの罰則をせざるを得なかつたと考えられる。それ故か六組のうち、下新庄組の平左衛門家と木本領家組の三右衛門家が歴代世襲で大庄屋役を拝命しているだけである。また組名がつねに変更しているが、これは大庄屋の居村名をとっているためである。この点でも他領の大庄屋制の組名とは異なると考えられる。

なお陣屋附四か村（西鯖江・東鯖江・有定・定次村）独立して陣屋付組として大庄屋役を任命せず、各村の庄屋が大庄屋次席に就任して給米五俵を給せられていた。この陣屋附組を享保一四年正月より一名町組ともいい、代表庄屋として東鯖江の彦左衛門家・西鯖江村の弥次兵衛家兩名が代々⁽¹⁶⁾拝命していた。

註

(12) 御触書寛保集成 二十三 御代官え被仰渡部 正徳三巳年四月(抄出)

一 国々により、大庄屋・割元・惣代など、名付候て、一領一郡の事を承候輩を定置、其外又村限りの名主・庄屋等も在之、すへて此輩の給米等も過分ニ掛り候て、村方費も多く、又此輩の中御代官之手代、役人等と申合、末々の百姓難儀に及はせ候事とも多く在之由相聞候、自今以後ハ、大庄屋・割元・惣代之類一切に停止之、村限り名主・庄屋・五人組を以其村之事を申付らるへし、若此類之輩なくしては難叶所も在之におゐてハ、其子細を以て御勘定所え達し、差図に任せらるへき事

なお徳川実紀(有章院殿御実紀卷三)正徳三年四月二十一日の項に

その国により大庄屋・割元・惣代など名付、一郡一領の事奉る輩をさだめ、その外一村にかぎりたる里正、庄屋などもあり、すべてこのともがらの給米過分にて村費多く、又はこのともがら代官所の属吏にはかり、細民艱困に及ばしむる事多しと聞ゆ、今より大庄屋・割本・惣代之類一切に停業し、一村の里正・庄屋・五人組をもて、

村の事を奉はらしむべし、もしかの輩なくしてかなひがたき所は、そのよし勘定所に申て指揮に任すべし、とある。

(13) 享保七年從江戸到来御用状

(14) 間部文書

(15) 間部文書

九 廿四日 雨

一 左之通地方役え以手札申渡、地方役所にて御目付立合、地方役ハ為申渡候

六ヶ組

触元 共

麻上下

大庄屋役ニ申付、給米高拾貳表つゝ被下

16) 窪田家文書 鯖江市目の出町窪田達男氏蔵 庄屋日記

(享保一四年) 一 去酉春月廿八日ニ御役所ニ而川手方右衛門様・松本縫殿

右衛門様・小笠原忠兵衛様・御さはき御代官永岡武助様

御代官山浦四郎右衛門・亀井又左衛門御老所ニ而彦左衛門(宿臣)

弥次兵衛ニ御給米五表つゝ被下置候間、左様ニ相心得可申と被仰付候云々

結びにかえて

以上鯖江領における大庄屋の勤役形態を主として「各村々御礼之者共明細帳」によってみてきたが、結論的には鯖江領における村落行政は、入国と同時に間部氏が、領国内の旧領主が錯綜していた事と、知行地を他領内に七か所に散在して拝領したために、隣接領主との関係において他領主以上にその統治の仕置に慎重をきせざるを得なかったと考えられる。

それゆえに幕府の大庄屋制廃止という意趣に相反した行為を敢えて実施し、大庄屋制を新設しては改廃しながら、しかもその任免には非常に神経をつかって、少しの油断・不正も許さなかった事は、領内村落行政の鉄則であった。

なお大庄屋制のもとに村庄屋があったが、これは小庄屋という名称のもとにこれまた勤役形態が一樣でなかった。幸いに小庄屋に関する銘細帳や日記が現地に残存しているので、併わせて小庄屋の勤役形態の分析解明を進めているが、別稿にゆづることにする。

本稿は、昭和五一年度文部省科学研究費一般研究B「近世史料の体系化に関する基礎的研究」の研究成果の一部である。今回の史料調査にさいしては、現地鯖江市教育委員会ならびに鯖江市公民館の皆様を始め、とくに社会教育課の竹内信夫氏に多大のご協力を賜わった。これらの方がたに深甚の謝意を表する。

